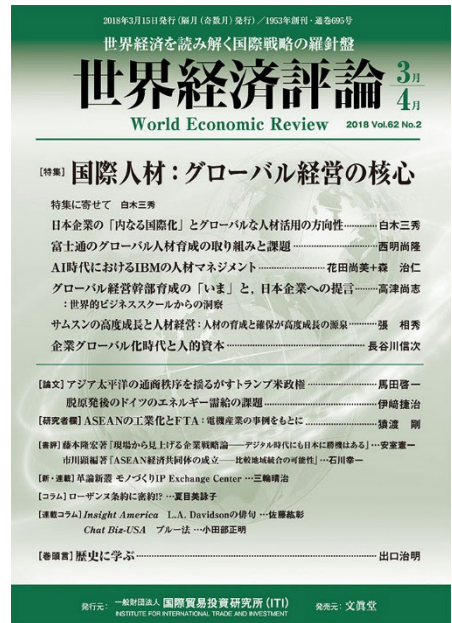


本論文は

世界経済評論 2018年3/4月号

(2018年3月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円 税込

17%
送料 無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

今回は私の住んでいるペンシルバニア州の「ブルー法」(Blue Law)を紹介してみたい。ペンシルバニア州はニューヨーク州南側に隣接した人口約1,280万人の米国で6番目に人口の大きな州である。多くの読者はペンシルバニア州と言ってもあまりイメージが浮かばないだろうが、その首都フィラデルフィアは、13の植民地が1776年7月4日にアメリカ合衆国として誕生した聖地でもある。米国の国歌の中でも歌われているように、米国は「自由な人々の為の土地」(The Land of the Free)である。とは言うものの、現実にはブルー法という日常生活を制約するような法律が存在する。

ブルー法とは宗教上の理由、特に礼拝や休日の日の遵守を促進するために日曜日の活動の一部または全部を制限または禁止するために作られた西洋の法律で、何故「青い」法律と呼ばれるのかは複数の説があり定かではないが、その生い立ちは6世紀ごろのヨーロッパと言われている。現在ブルー法は一部のヨーロッパ諸国(特にオーストリア、ドイツ、スイス、ノルウェー)、米国とカナダの一部で実施されており、場所によっては日曜日にほとんどの店舗が休業となっている。アメリカでは半数強の州で何らかの形でブルー法が適用されている。州によって(ないしは市によって)適用の仕方、適用の対象が異なるので一般化することはできない。今回のコラムでは、米国でも最も制約が多いとされるペンシルバニア州のアルコール飲料販売に関して書いてみたい。

私は以前テキサス州オースティンに永く住んでおり、お酒は日曜の午前中以外いつでもどのスーパーマーケットでも自由に買え、日本とさほど変わりはなかった。約20年前に現在住んでいるフィラデルフィアの郊外に引っ越してきた。勿論、制約的なブルー法があるのも知らなかった。

この経験談は引っ越して来てすぐスーパーマーケットに行った時から始まる。私が驚いたのは、どのスーパーマーケットに行ってもビールもワインも売っていない。ペンシルバニア州の人はお酒は全く飲まないのかと思ったくらいである。スーパーマーケットで働く人から、お酒は酒屋で買わなければならないと教えられた。まだインターネットが普及する以前の出来事なので、酒屋が何処にあるのか酒屋の名前が何なのかも分からず見つけるのに苦労したのを覚えている。その次に驚いたのは、酒屋はビールだけを1ダース単位で売っている「ビール」店とワインとその他のアルコール飲料(ウイスキー等)を売っている「ワインとスピリッツ」店に分かれているばかりでなく、「ビール」店と「ワインとスピリッツ」店が軒を並べてあるわけでもなく10~20km離れていることが多いという現実だった。つまり、ペンシルバニア州内でビールとワインを買うのは文字通り一仕事なのである。

もう少し私の経験談を続けてみたい。運よく私はペンシルバニア州の南端近くに住んでいるので、南側に隣接するデラウェア州境まで約50kmである。デラウェア州にもお酒の販売を制約するブルー法はあるが、ペンシルバニア州ほど制約的でなく、間接税の酒税も低くビールもワインもその他のお酒も一緒に売って良い。しかもペンシルバニア州の消費税は6%だが、デラウェア州には消費税もない。つまり、ペンシルバニア州南部の住民にとっては、デラウェア州まで出向くと、酒税や消費税でペンシルバニア側と比べると30%位安く、しかも一箇所ですべての種類のお酒が購入できる。ペンシルバニア州南部の住民(私を含めて)を引き寄せる為、ペンシルバニアに面するデラウェア側の州境には大規模の酒屋スーパーマーケットが何件もある。したがって、私の場合

は、年に3~4回デラウェアに車で50 km 程走り、毎回200~300ドル位のお酒を調達することになる。私がしているのと同じように、東側にあるニュー・ジャージー州や西側にあるオハイオ州に隣接したところに住むペンシルバニア州の住人は、それぞれニュー・ジャージー州やオハイオ州内の大規模な酒屋でお酒を調達している。米国は1つの国とは言え、州ごとに州の憲法があり、其他諸々の法律にも違いがあり、何となくヨーロッパ圏内の国境を渡っているような気になることがある。

ではペンシルバニア州ではどうしてこのような複雑な酒の販売制度が成立し、未だに存在しているのだろうか。事の始まりは、1922~1933年に施行された「禁酒法」(The Prohibition)にある。米国で消費のためのアルコールの製造、販売、輸送が全面的に禁止され、シカゴで密造酒製造・販売、売春業、賭博業をしてマフィア組織を立ち上げた悪名高いアル・カポネを生む結果にもなった時期である。その禁酒法が廃止された1933年に州政府の中に酒類管理委員会(Liquor Control Board)が設置され、「アルコール飲料をできるだけ不便で高価にすることで購入を控える」(法の本文から)ために酒類の販売がブルー法を支持する州政府の直轄となった。それから既に80余年が過ぎている現在では多少法的な改正はあったものの、「ビール」店は州政府の認可が必要で、その許可証は郡(countyと呼ばれ市より大きい政治区域)の人口30,000人当たり1枚の割合で発行される。割り当てされた許可証は市場で売買され、いわゆる市場価格が設定される訳だ。「ワ

インとスピリッツ」店は州内に600店強あり、州政府が直営する独占店舗である。州の人口を考えると、20,000人強当たり1店舗といったところである。またいずれの店舗も営業時間は規制され、日曜日の午前中は閉店している。いずれにしても人口当たりで考えると、ビールにしてもワインにしても、お酒を買える店が如何に少ないかが分かる。単に需要・供給を考えると、酒類の値段が高くなり、州政府の良い収入源になっていることは容易に想像できる。因みに、2015-16会計年度の「ワインとスピリッツ」店だけの売り上げ総額が24億ドルを超え、消費税と利益だけでも6億ドル強になっている。経常利益率が25%だと考えると、州の独占力は一目で分かる。

ここでは詳しくは説明しないが、レストラン等を対象にした飲食店への酒類の割り当て制度はまた別にあり、同じように許可証の市場価格が決まる。許可証の数が同じように少ない為、許可証の値段はかなり高く(つまり州にとってはもう1つの良い収入源になる)、多くの中小規模のレストランでは許可証を買えず、お酒を出せないのが現状だ。つまり米国で言う「BYOB」(Buy your own beer)のレストランが多く、客はビールやワインを自分でレストランに持って行って、食事と一緒に飲むことになる。

最後に、州議会でお酒に関するブルー法を廃止しようと何度か試みがあったが、税収の旨みがありにも高く、また雇用効果もあるので失敗に終わっている。「自由な国」に住みながら、「生活の不自由さ」を感じさせられるブルー法である。

こたべ・まさあき テンプル大学フォックス経営大学院教授